

舞 鶴 総 第 144 号

平成 28 年 11 月 25 日

舞鶴市議会議長
桐 野 正 明 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 5 号

民事調停の申立ての専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり民事調停を申し立てることについて専決処分する。

平成 28 年 11 月 1 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 申立ての趣旨

市有地の賃借人である相手方に対し、賃料の増額及び未払賃料の支払を求める。

2 申立ての理由

相手方が賃借している市有地(舞鶴市字行永地内)の賃料が近隣の土地と比較して低額であることから年額 31,676 円から 33,259 円への増額のための交渉を求めているが、相手方が再三にわたり当該交渉に応じず、かつ、平成 25 年度分の賃料(31,676 円)を滞納しているため。